

令和8年度 大竹市年間監査計画

1 基本方針

市の行財政運営の健全化と透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼の確保に資することを目的として、当年度の監査、審査及び検査(以下「監査等」という。)を実施する。

監査に当たっては、合規性の観点はもとより経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえて実施することにより、合理的かつ効率的な行財政運営に資するよう努めていくものとする。

2 監査等の種類

通常実施する監査等は次のとおりとする。

- (1) 定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項、第4項)

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

- (2) 行政監査(法第199条第2項)

一般行政事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から総合的に監査するもので、定期監査に併せて実施する。

- (3) 工事監査(法第199条第1項、第4項)

財務に関する事務のうち、工事に関する事務の執行等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

なお、工事の技術的な監査項目については、必要に応じて外部の技術士(技術士法第2条関係)に調査を委託して実施する(法第199条第5項)。

- (4) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項)

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等を対象に、必要があると認めるときに監査を実施する。

- (5) 決算審査

市長から審査に付された、次の各会計における令和6年度歳入歳出決算書及び附属書類について、計数が正確であるか確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査を実施する。

ア 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業会計(地方公営企業法第30条第2項)

イ 一般会計及び各特別会計(法第233条第2項)

ウ 各財産区会計(法第233条第2項)

- (6) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、公営企業の経営健全化の指標である資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施する。

- (7) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項)

会計管理者及び企業管理者が保管・保有する現金の残高及び出納関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

3 実施予定時期

監査等は次の予定で実施する。

区分	種 別	実 施 時 期
監 査	令和7年度 定期監査、行政監査(継続)	令和8年4月から 令和9年3月31日まで
	令和8年度 定期監査及び行政監査	令和8年10月から 令和9年3月31日まで
	令和8年度 工事監査及び技術調査	令和8年10月から 令和9年3月31日まで ※工事の進捗状況に応じて 対象工事を選定する。
審 査	水道事業、工業用水道事業及び下水道事業 会計決算審査	令和8年6月から7月
	一般会計、各特別会計決算審査	令和8年7月から8月
	各財産区会計決算審査	令和8年8月
	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和8年8月
検 査	例月現金出納検査	毎月25日

※ 工事監査については、3年に1回を目途に実施する。

4 監査等の実施体制

監査委員2名及び補助職員として、監査事務局職員3名体制により実施する。

5 監査等の結果の公表等

- (1) 監査の結果に関する報告及び当該報告に対する議会及び市長又は関係する行政委員会からの措置通知については、大竹市公告式条例(昭和29年条例第1号)第3条に規定する掲示場に掲示して公表するとともに、市ホームページで公開する。
- (2) 決算審査及び健全化判断比率等審査に係る審査意見書については、市ホームページで公開する。
- (3) 市ホームページ掲載期間は、公表から5年間とする。

以上